

新旧対照表

純金&プラチナ積立ターゲットプラン約款

新	旧
<p>第1条（目的）</p> <p>1. この約款（以下、「本約款」といいます）は、お客様と日産証券株式会社（以下、「弊社」といいます）との間において、資産形成を目的とした地金の買付委託契約（以下、「本契約」といいます）を締結し、1年間に<u>わたり</u>、毎営業日一定額ずつ<u>地金の買付を行い、その地金を保管し</u>、お客様のご指示により、<u>第9条</u>に定める付帯サービスの提供を行う積立<u>取引</u>（以下、「ターゲットプラン」といいます）について規定するものです。</p> <p>2. 本約款における地金とは、金地金（純度99.99%以上のもの、以下、「金地金」といいます）またはプラチナ地金（純度99.95%以上のもの、以下、「プラチナ地金」といいます）とします。</p> <p>3. 本約款における積立地金とは、弊社が本契約に基づき買い付けた金地金<u>および</u>プラチナ地金とします。</p> <p>4. 本約款における営業日とは、土曜・日曜日、祝日、年末年始の休業日を除く、ターゲットプランの取引を行う日として弊社が定めた日とします。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>1. この約款（以下、「本約款」といいます）は、お客様と日産証券株式会社（以下、「弊社」といいます）との間において、資産形成を目的とした地金の買付委託契約（以下、「本契約」といいます）を締結し、1年間に<u>亘り</u>、<u>地金を</u>毎営業日一定額ずつ<u>買い付け</u>、お客様のご指示により、<u>第8条</u>に定める付帯サービスの提供を行う積立<u>制度</u>（以下、「ターゲットプラン」といいます）について規定するものです。</p> <p>2. 本約款における地金とは、金地金（純度99.99%以上のもの、以下、「金地金」といいます）またはプラチナ地金（純度99.95%以上のもの、以下、「プラチナ地金」といいます）とします。</p> <p>3. 本約款における積立地金とは、弊社が本契約に基づき買い付けた金地金<u>及び</u>プラチナ地金とします。</p> <p>4. 本約款における営業日とは、土曜・日曜日、祝日、年末年始の休業日を除く、ターゲットプランの取引を行う日として弊社が定めた日とします。</p>
<p>第2条（本契約のお申込および成立）</p> <p>1. 本契約の締結をご希望されるお客様は、純金積立<u>と</u>プラチナ積立の<u>両方、または</u>いずれか一方を選択の上、弊社所定の書面（以下、「新規申込書」といいます）により、お申込いただくものとします。弊社は新規申込書を受領後、受付事務を行い、お客様宛に口座開設通知書を送付いたします。なお、お申込にあたっては第20条に定める取引時確認をさせていただきます。</p> <p>2. <u>前項のお申込ができるのは日本国内に居住する個人、または日本国内に本店もしくは主たる事務所を有する法人に限ります。</u></p> <p>3. 本契約の申込締切日は弊社が月<u>ごと</u>に定める期日とし、当該期日までに新規申込書を受領したものを当該月のお申込とします。本契約における第1回目の引落日は、<u>当該月翌々月</u>10日（10日が休業日の場合は翌営業日）とします。</p> <p>4. 本契約はお客様の指定引落口座（以下、「引落口座」といいます）より、第1回目の引落日に買付代金および口座維持管理料の引落がなされたことを弊社が確認した日（以下、「契約成立日」といいます）に成立い</p>	<p>第2条（本契約のお申込および成立）</p> <p>1. 本契約の締結をご希望されるお客様は、純金積立<u>または</u>プラチナ積立のいずれか一方<u>または両方</u>を選択の上、弊社所定の書面（以下、「新規申込書」といいます）により、お申込いただくものとします。弊社は新規申込書を受領後、受付事務を行い、お客様宛に口座開設通知書を送付いたします。なお、お申込にあたっては第20条に定める取引時確認をさせていただきます。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2. 本契約の申込締切日は弊社が月<u>毎</u>に定める期日とし、当該期日までに新規申込書を受領したものを当該月のお申込とします。本契約における第1回目の引落日は、<u>各月</u>10日（10日が休業日の場合は翌営業日）とします。</p> <p>3. 本契約はお客様の指定引落口座（以下、「引落口座」といいます）より、第1回目の引落日に買付代金および口座維持管理料の引落がなされたことを弊社が確認した日（以下、「契約成立日」といいます）に成立い</p>

たします。なお、第1回目の引落の特段の理由なく、3ヶ月間行われなかった場合には、弊社の判断により事前の通知なく、本契約を不成立とすることができるものとします。

### 第3条（口座維持管理料）

1. お客様は本契約の成立時および更新時に、弊社が別途定める口座維持管理料（以下、「管理料」といいます）をお支払いいただきます。

2. 管理料は第2条に定める引落日に引落口座より買付代金とともに引落、または弊社が別途定める方法によりお支払いいただきます。また第4条に従い、本契約を自動的に延長する場合も同様とします。

3. 第17条により本契約を解約する場合、または第19条に定める契約解除に該当する場合には、管理料はお返しいたしません。

#### （削除）

4. 第2条4項の場合を除き、管理料の引落が3ヶ月以上連続してできなかった場合、弊社の判断により、お客様に通知の上、管理料および買付代金の引落を停止することができるものとします。また、これにより生じたお客様の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

5. 弊社は第4条2項の場合に管理料の支払が行われなかった場合、支払が行われるまでの間、積立地金のお預りは継続いたしますが、第9条に定める付帯サービスの全部または一部を制限できるものとします。

### 第4条（契約期間・自動更新）

1. 本契約に基づき、弊社が付帯サービスの提供および地金の買付を行う期間（以下、「契約期間」といいます）は契約成立日が属する月の翌月初から1年間とします。

2. 本契約はお客様から第17条に定める方法により解約の申出がない限り、同一の内容にて更に1年間自動的に延長されるものとし、次年度以降も同様とします。また、自動更新を行った場合の契約期間は管理料の引落が行われた月の翌月初から1年間とします。

3. お客様が第16条1項に定める方法により買付商品の追加が行われた場合、新たに取引を行う商品の契約期間は、既に取引を開始している買付商品の契約満了

たします。なお、第1回目の引落の特段の理由なく、3ヶ月間行われなかった場合には、弊社の判断により事前の通知なく、本契約を不成立とすることができるものとします。

### 第3条（口座維持管理料）

1. お客様は本契約の成立時および更新時に、弊社が別途定める口座維持管理料（以下、「管理料」といいます）をお支払いいただきます。

2. 管理料は第2条に定める引落日に引落口座より買付代金とともに引落いたします。また第4条に従い、本契約を自動的に延長する場合も同様とします。

3. 第17条により本契約を解約する場合、または第19条に定める契約解除に該当する場合には、管理料はお返しいたしません。但し、第25条により本契約を解除する場合は、契約を解除した月を除く経過月数分を控除した金額をお返しいたします。

4. 前条第3項の場合を除き、管理料の引落が3ヶ月以上連続してできなかった場合、弊社の判断により、お客様に通知の上、管理料及び買付代金の引落を停止することができるものとします。また、これにより生じたお客様の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

5. 弊社は第4条2項の場合に管理料の引落ができなかった場合、引落ができるまでの間、積立地金のお預りは継続いたしますが、第8条に定める付帯サービスの全部または一部を制限できるものとします。

### 第4条（契約期間・自動更新）

1. 本契約に基づき、弊社が付帯サービスの提供及び地金の買付を行う期間（以下、「契約期間」といいます）は契約成立日が属する月の翌月初から1年間とします。

2. 本契約はお客様から第17条に定める方法により解約の申出がない限り、同一の内容にて更に1年間自動的に延長されるものとし、次年度以降も同様とします。また、自動更新を行った場合の契約期間は管理料の引落が行われた月の翌月初から1年間とします。

3. お客様が第16条1項に定める方法により買付商品の追加が行われた場合、新たに取引を行う商品の契約期間は、既に取引を開始している買付商品の契約満了

日までとします。

4. お客様が第 16 条 1 項に定める方法により買付の休止が行われた場合でも契約期間に変更はないものとし、当該契約期間満了後に買付を再開する場合は前条に定める管理料を徴収するものとします。

#### 第5条（買付代金および支払方法）

1. お客様は本契約に基づく地金の買付を商品 ごと に月額 3,000 円から 1,000 円単位で上積みした金額でお申しいただけます。 ただし、弊社は申込金額の上限を定めることができるものとします。

2. 本契約に基づく地金の買付代金（以下、「買付代金」といいます）は各月 10 日（10 日が休業日の場合は翌営業日）に引落口座より自動引落にてお支払いいただきます。 （削除）

3. 引落口座における買付代金の引落がなされなかった場合、当該月の買付は行わないこととし、買付代金の再請求はいたしません。

4. お客様は弊社所定の書面（以下、「口座変更届」といいます）によるお申込により、引落口座を変更することができます。弊社が月 ごと に定める期日までに口座変更届を受領したものにつき、 翌々月 10 日（10 日が休業日の場合は翌営業日）の引落より変更するものとします。

5. 弊社は買付代金等の自動引落について、金融機関もしくは集金代行業者へ業務委託するものとします。

6. 本契約に基づきお預りした金銭に対しては利息を付しません。

#### 第6条（スポット預り金）

1. 弊社は第 5 条 2 項に定める自動引落による買付代金とは別に、お客様が弊社の指定する銀行口座へお振込みいただく金銭をスポット預り金（以下、「お預り金」といいます）としてお預りします。お振込みいただく際の振込手数料はお客様負担とします。

2. お客様はお預り金を第 9 条に定める各付帯サービスの必要代金、諸費用等に充当することができるものとします。

3. 弊社は本契約に基づきお預りした金銭に対しては利息を付しません。

日までとします。

4. お客様が第 16 条 1 項に定める方法により買付の休止が行われた場合でも契約期間に変更はないものとし、当該契約期間満了後に買付を再開する場合は前条に定める管理料を徴収するものとします。

#### 第5条（買付代金および支払方法）

1. お客様は本契約に基づく地金の買付を商品 毎 に月額 3,000 円から 1,000 円単位で上積みした金額でお申しいただけます。 但し、弊社は申込金額の上限を定めることができるものとします。

2. 本契約に基づく地金の買付代金（以下、「買付代金」といいます）は各月 10 日（10 日が休業日の場合は翌営業日）に引落口座より自動引落にてお支払いいただきます。 お客様は引落前日までに引落口座に買付代金をご入金ください。

3. 引落口座における買付代金の引落がなされなかった場合、当該月の買付は行わないこととし、買付代金の再請求はいたしません。

4. お客様は弊社所定の書面（以下、「口座変更届」といいます）によるお申込により、引落口座を変更することができます。弊社が月 毎 に定める期日までに口座変更届を受領したものにつき、 翌月 10 日（10 日が休業日の場合は翌営業日）の引落より変更するものとします。

5. 弊社は買付代金等の自動引落について、金融機関もしくは集金代行業者へ業務委託するものとします。

6. 本契約に基づきお預りした金銭に対しては利息を付しません。

#### （新設）

#### 第7条（買付方法）

1. 弊社はお客様の申込金額に応じて、契約成立日の属する月の翌月第1営業日より本条4項または5項に定める価格にて営業日ごとに地金の買付を行うものとします。
2. 各営業日の買付金額は1ヶ月あたりの買付代金から消費税相当額を控除した金額（円未満切り上げ）を、買付を行う月の営業日数で除した金額（円未満切り捨て）とします。なお、端数は第1営業日から1円ずつ振り分けて調整するものとします。
3. 本契約に基づく地金の買付はグラム単位で小数点以下第6位を切り上げ、小数点以下第5位までとします。
4. 本契約において金地金の買付価格とは、株式会社大阪取引所の金期近価格（標準取引）の終値に1gあたり15円を加算した価格とします。
5. 本契約においてプラチナ地金の買付価格とは、株式会社大阪取引所の白金（プラチナ）期近価格（標準取引）の終値に1gあたり25円を加算した価格とします。

#### 第8条（積立地金の保管）

弊社はお客様よりご指示があるまで善良なる管理者の注意をもって、消費寄託の方法により積立地金を保管いたします。

#### 第9条（付帯サービス）

1. お客様は、本契約期間中に次のサービスを受けることができるものとします。
  - (1) 積立地金の引出
  - (2) 積立地金の換金
  - (3) 積立地金の等価交換
  - (4) 特定月プラス積立
  - (5) 月間および当日スポット買付

#### (削除)

2. 前項各号の内容については、本約款の各条に従うものとします。

#### 第10条（積立地金の引出）

1. お客様は弊社所定の方法によるお申込により、積立地金を引き出せるものとします。弊社はお申込を受付した日から原則 10 営業日以内にお客様の指定する場

#### 第6条（買付方法）

1. 弊社はお客様の申込金額に応じて、契約成立日の属する月の翌月第1営業日より本条第7条4項または第7条5項に定める価格にて営業日毎に地金の買付を行うものとします。
2. 各営業日の買付金額は1ヶ月あたりの買付代金から消費税相当額を控除した金額（円未満切り上げ）を、買付を行う月の営業日数で除した金額（円未満切り捨て）とします。なお、端数は第1営業日から1円ずつ振り分けて調整するものとします。
3. 本契約に基づく地金の買付はグラム単位で小数点以下第6位を切り上げ、小数点以下第5位までとします。
4. 本契約において金地金の買付価格とは、株式会社大阪取引所の金期近価格（標準取引）の終値に1gあたり15円を加算した価格とします。
5. 本契約においてプラチナ地金の買付価格とは、株式会社大阪取引所の白金（プラチナ）期近価格（標準取引）の終値に1gあたり25円を加算した価格とします。

#### 第7条（積立地金の保管）

積立地金はお客様よりご指示があるまで善良なる管理者の注意をもって、消費寄託の方法により保管いたします。

#### 第8条（付帯サービス）

1. お客様は、本契約期間中に次のサービスを受けることができるものとします。
  - (1) 積立地金の引出
  - (2) 積立地金の換金
  - (3) 積立地金の等価交換
  - (4) 特定月プラス積立
  - (5) 月間および当日スポット買付

#### (6) 地金の口座残高への組み入れ

2. 前項各号の内容については、本約款の各条に従うものとします。

#### 第9条（積立地金の引出）

1. お客様は弊社所定の書面によるお申込により、積立地金を引き出せるものとします。弊社は当該書面を受領した日から原則 7 営業日以内にお客様の指定する場

所へ発送いたします。なお、地金の調達に時間を要する場合、または供給が遅延する場合には、相当の時間をもって発送いたします。

2. 前項によりお客様が引き出すことのできる金地金またはプラチナ地金の種類は、別途弊社が指定する種類とし、銘柄の指定はできないものとします。なお、500 g 未満の地金をご希望の場合には、弊社所定の地金加工料（バーチャージ）をお支払いいただきます。

3. 引出のお申込があった地金について、鑄造停止、流通量の低下などによりご提供が困難と弊社が判断した場合、お客様へ通知することにより引出をお断りできるものとします。

4. 地金のお引渡し後に生じた滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（積立地金の換金）

1. お客様は弊社所定の方法によるお申込により、積立地金を換金することができます。弊社がお申込を受付した営業日の本条2項または3項に定める価格にて換金し、4営業日以内にお客様の指定する金融機関口座（以下、「指定口座」といいます）へお振込いたします。この際、換金額は円未満切捨てとさせていただきます。なお換金は1g以上1g単位もしくは1,000円以上1,000円単位（弊社所定の振込手数料を含まず）でお申込いただくものとします。

2. 本契約において金地金の換金を行う価格とは、株式会社大阪取引所の金期近価格（標準取引）の終値から1gあたり15円を差し引いた価格とします。

3. 本契約においてプラチナ地金の換金を行う価格とは、株式会社大阪取引所の白金（プラチナ）期近価格（標準取引）の終値から1gあたり25円を差し引いた価格とします。

4. 弊社は換金のお申込方法ごとに上限となる数量もしくは金額を定めることができます。

5. 価格変動等により積立地金の残高がお客様ご指定の数量または金額に満たない場合は、ご指定の範囲内で最大の数量または金額で換金を行うものとします。また、具体的な数量もしくは金額の指定がなく、最大量の換金を指定された場合は換金可能な範囲内で最

所へ発送いたします。なお、地金の調達に時間を要する場合、または供給が遅延する場合には、相当の時間をもって発送いたします。

2. 前項によりお客様が引き出すことのできる金地金またはプラチナ地金の種類は、別途弊社が指定する種類とし、銘柄の指定はできないものとします。なお、500 g 未満の地金をご希望の場合には、弊社所定の地金加工料（バーチャージ）をお支払いいただきます。

3. 引出のお申込があった地金について、鑄造停止、流通量の低下などによりご提供が困難と弊社が判断した場合、お客様へ通知することにより引出をお断りできるものとします。

4. 地金のお引渡し後に生じた滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（積立地金の換金）

1. お客様は弊社所定の書面もしくは電話による口頭でのお申込により、積立地金を換金することができます。弊社が当該書面を受領した日もしくは電話によるお申込がなされた日の翌営業日に本条第11条2項または第11条3項に定める価格にて換金し、4営業日以内にお客様の指定する金融機関口座（以下、「指定口座」といいます）へお振込いたします。この際、換金額は円未満切捨てとさせていただきます。なお換金は1g以上1g単位もしくは1,000円以上1,000円単位（弊社所定の振込手数料を含まず）でお申込いただくものとします。

2. 本契約において金地金の換金を行う価格とは、株式会社大阪取引所の金期近価格（標準取引）の終値から1gあたり15円を差し引いた価格とします。

3. 本契約においてプラチナ地金の換金を行う価格とは、株式会社大阪取引所の白金（プラチナ）期近価格（標準取引）の終値から1gあたり25円を差し引いた価格とします。

4. 弊社は換金のお申込方法ごとに上限となる数量もしくは金額を定めることができます。

5. 価格変動等により積立地金の残高がお客様ご指定の数量または金額に満たない場合は、ご指定の範囲内で最大の数量または金額で換金を行うものとします。また、具体的な数量もしくは金額の指定がなく、最大量の換金を指定された場合は換金可能な範囲内で最

大の数量で換金を行うものとしします。

6. お客様は本条1項にかかわらず、積立地金を換金した代金を第6条に定めるお預り金にすることができるものとしします。

#### 第12条（積立地金の等価交換）

1. お客様は弊社所定の方法によるお申込により、積立地金の全部または一部を弊社指定のコイン、宝飾品等（以下、「等価交換商品」といいます）と等価交換することができます。弊社はお申込を受付した営業日の交換率で等価交換を行い、原則 10 営業日以内に等価交換商品を発送いたします。なお等価交換商品の調達に時間を要する場合または供給が遅延する場合には、相当の時間をもって発送いたします。

2. 等価交換商品の種類および交換率は別途弊社が定めるものとしします。

3. 鑄造停止、流通量の低下などによりご提供が困難と弊社が判断した等価交換商品についてはお客様へ通知することにより、交換をお断りすることができるものとしします。

4. 等価交換商品のお引渡し後に生じた滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとしします。

#### 第13条（特定月プラス積立）

1. お客様は本契約締結時もしくは本契約期間中に、新規申込書もしくは弊社所定の方法によるお申込により毎月の定額積立に加えて、ご指定いただいた年2回までの特定月に積立額を加算することができるものとしします。

2. 特定月に加算する金額は 1,000 円以上 1,000 円単位でご指定いただくものとしします。

3. お客様は第 16 条に定めるお申込により、特定月プラス積立サービスについて、以下の変更を行うことができるものとしします。本変更の受付については第 16 条 2 項に準ずるものとしします。

(1) 特定月の変更

(2) 特定月プラス金額の変更

(3) 特定月プラス積立の開始（再開）

(4) 特定月プラス積立の休止

大の数量で換金を行うものとしします。

6. 本条第 11 条 1 項にかかわらず、第 13 条に基づく買付をお申しいただいた場合は積立地金を換金した代金を第 13 条に基づく買付の代金に充当することができるものとしします。

#### 第11条（積立地金の等価交換）

1. お客様は弊社所定の書面によるお申込により、積立地金の全部又は一部を弊社指定のコイン、宝飾品等（以下、「等価交換商品」といいます）と等価交換することができます。弊社は当該書面を受領した日の翌営業日の交換率で等価交換を行い、原則 7 営業日以内に発送いたします。なお等価交換商品の調達に時間を要する場合または供給が遅延する場合には、相当の時間をもって発送いたします。

2. 等価交換商品の種類および交換率は別途弊社が定めるものとしします。

3. 鑄造停止、流通量の低下などによりご提供が困難と弊社が判断した等価交換商品についてはお客様へ通知することにより、交換をお断りすることができるものとしします。

4. 等価交換商品のお引渡し後に生じた滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとしします。

#### 第12条（特定月プラス積立）

1. お客様は本契約締結時もしくは本契約期間中に、新規申込書もしくは弊社所定の書面によるお申込により毎月の定額積立に加えて、ご指定いただいた年2回の特定月に積立額を加算することができるものとしします。

2. 特定月に加算する金額は 1,000 円以上 1,000 円単位でご指定いただくものとし、年 2 回の特定月双方に適用されるものとしします。

3. お客様は第 16 条に定める買付変更申込書によるお申込により、特定月プラス積立サービスについて、以下の変更を行うことができるものとしします。本変更の受付については第 16 条 2 項に準ずるものとしします。

(1) 特定月の変更

(2) 特定月プラス金額の変更

(3) 特定月プラス積立の開始（再開）

(4) 特定月プラス積立の休止

4. 第 16 条に定める買付休止が行われた場合、特定月プラス積立についても自動的に休止されるものとします。

#### 第14条 (月間および当日スポット買付)

1. お客様は本契約期間中に毎月の定額積立の他に、弊社所定の方法によるお申込により 特定の期間または期日に追加買付 (以下、「スポット買付」といいます) ができるものとします。(削除)

2. スポット買付の申込単位は 10,000 円以上 10,000 円単位とします。

3. スポット買付は弊社が買付申込を承諾した時点で成立するものとし、以後キャンセルできないものとします。

4. スポット買付に係る買付代金は第 6 条に定めるお預り金から充当するものとします。

5. 月間スポット買付の買付方法は第 7 条の方法に準ずるものとします。

6. 当日スポット買付はお申込受付日当日に、お申込受付日における第 7 条 4 項もしくは 5 項に定める価格で、買付代金から消費税相当額を控除した金額分 (円未満切り上げ) の地金を買い付けるものとします。

(削除)

#### 第15条 (譲渡禁止)

4. 第 16 条に定める買付休止が行われた場合、特定月プラス積立についても自動的に休止されるものとします。また同様に買付再開が行われた場合も特段の指定がない限り、自動的に再開されるものとします。

#### 第13条 (月間および当日スポット買付)

お客様は本契約期間中に毎月の定額積立の他に、お客様の希望される 特定の期間または期日に追加買付 (以下、「スポット買付」といいます) ができるものとします。スポット買付については、別途弊社が定めるところとします。

(新設)

#### 第14条 (地金の口座残高への組み入れ)

1. お客様は弊社所定の書面 (以下、「組入申込書」といいます) によるお申込により、弊社指定の地金に限り、口座残高への組み入れができるものとします。組入申込の受付は弊社が組み入れ地金及び組入申込書の双方を不備なく受領した日になされるものとし、当該受付日をもって、口座残高への組み入れを行い、組み入れ後は積立地金として取り扱うものとします。

2. 組み入れができる地金は弊社または弊社グループ会社での購入もしくは第 9 条による引出の事実が確認できるもの、または弊社が組み入れに相当であると判断したものとします。

3. 弊社へ送付する過程で生じた組み入れ地金の滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条 (譲渡禁止)

お客様は弊社の承諾なくして、積立地金、または弊社に対して有する権利を第三者に譲渡し、または第三者のための担保に供することはできません。万一、上記に違反したために生じた紛議等について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（買付内容の変更）

1. お客様は弊社所定の方法によるお申込により、買付の休止または再開、買付商品の追加、買付金額の変更をすることができます。
2. 弊社がお客様のお申込を毎月20日（20日が休業日の場合は前営業日）までに受付した場合、翌月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）の引落より、21日以降に受付した場合は翌々月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）の引落より変更するものとします。
3. 買付の休止につきましては、お客様から買付再開のご指示があるまで買付を休止いたします。

#### 第17条（解約）

1. お客様は弊社所定の方法によるお申込により、いつでも本契約を解約することができます。
  2. 弊社がお客様のお申込を毎月20日（20日が休業日の場合は前営業日）までに受付した場合、受付した月の最終営業日をもって本契約を終了するものとします。ただし、21日以降の場合は、受付した月の翌月の最終営業日をもって本契約を終了するものとします。
  3. 本契約を解約する場合には、積立地金の全部を換金するものとします。
- (1) 弊社はお客様の契約終了日翌営業日の第11条に定める価格にて積立地金を換金し、4営業日以内に指定口座へお振込いたします。

(削除)

お客様は弊社の承諾なくして、積立地金、または弊社に対して有する権利を第三者に譲渡し、または第三者のための担保に供することはできません。万一、上記に違反したために生じた紛議等について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（買付内容の変更）

1. お客様は弊社所定の書面（以下、「買付変更申込書」といいます）によるお申込により、買付の休止または再開、買付商品の追加、買付金額の変更をすることができます。
2. 買付変更申込書を毎月20日（20日が休業日の場合は前営業日、当日弊社必着）までに受領した場合、翌月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）の引落より、21日以降に受領した場合は翌々月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）の引落より変更するものとします。
3. 買付の休止につきましては、お客様から買付再開のご指示があるまで買付を休止いたします。

#### 第17条（解約）

1. お客様は弊社所定の書面（以下、「口座解約申込書」といいます）によるお申込により、商品毎にいつでも本契約を解約することができます。
  2. 口座解約申込書を毎月20日（20日が休業日の場合は前営業日、当日弊社必着）までに弊社が受領した場合、受領した月の最終営業日をもって本契約を終了するものとします。但し、21日以降の場合は、受領した月の翌月の最終営業日をもって本契約を終了するものとします。
  3. 本契約を解約する場合には、積立地金の全部または一部の換金もしくは引出、または等価交換のいずれかを指定するものとします。なおいずれの指定もなき場合には積立地金の全部を換金による解約を指定したものとみなします。
- (1) お客様が換金をご希望の場合、契約終了日の翌営業日の第10条に定める価格にて換金し、4営業日以内に指定口座へお振込いたします。
- (2) お客様が現物の地金の引出または等価交換をご希望の場合、第9条または第11条に定める方法により地金の引出または等価交換を行うものとし、残りの積立地金については第10条に定める価格にて換金し、4

(2) 解約に際し、お預り金がある場合にはご精算金額に加算の上、指定口座へのお振込によりお返しするものとします。

#### 第18条（残高報告書）

1. 弊社は地金の買付・売却および引出等の状況について、年2回（原則、毎年6月末、12月末の残高）残高報告書を作成し、送付するものとします。

2. お客様より届出事項の変更がなく指定の住所への発送ができない場合、弊社の判断により残高報告書の発送を停止できるものとします。それにより生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 前項にかかわらず、弊社は別途定める方法により、お客様に残高報告書を提供できるものとします。

#### 第19条（契約解除）

1. お客様が次のいずれかに該当することが明らかな場合、弊社はお客様に通知の上、本契約を解除できるものとします。なお、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到着すべき時に通知されたものとみなします。

(1) お申込時に虚偽の申告があった場合

(2) 本約款のいずれかの条項に違反があった場合

(3) 第5条に定める買付代金、第6条に定めるお預り金および第8条に定める積立地金のすべての残高が12カ月以上、当社が別に定める解約基準残高未満である場合

(4) お客様が第23条1(3)項、第24条1項または第24条2項に該当することが判明した場合

(5) その他弊社がお客様として不適当と判断した場合

(6) 本約款の改定にあたり異議の申し立てをされた場合もしくは改定に同意いただけない場合

2. 前項により本契約を解除する場合、契約解除日を受付日とし、第17条の方法に準ずるものとします。

#### 第20条（取引時確認）

1. 弊社は本契約の締結および付帯サービスの提供にあたり、必要に応じて、取引時確認を行うためにお客様に弊社所定の方法により本人確認書類等の提出および本人特定事項等、その他必要な情報（以下、「本人

営業日以内に指定口座へお振込いたします。

(3) 解約に際し、お預り金がある場合にはご精算金額に加算の上、指定口座へのお振込によりお返しするものとします。

#### 第18条（残高報告書）

1. 弊社は地金の買付・売却および引出等の状況について、年2回（原則、毎年6月末、12月末の残高）残高報告書を作成し、送付するものとします。

2. お客様より届出事項の変更がなく指定の住所への発送ができない場合、弊社の判断により残高報告書の発送を停止できるものとします。それにより生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

(新設)

#### 第19条（契約解除）

1. お客様が次のいずれかに該当することが明らかな場合、弊社はお客様に通知の上、本契約を解除できるものとします。なお、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到着すべき時に通知されたものとみなします。

(1) お申込時に虚偽の申告があった場合

(2) 本約款のいずれかの条項に違反があった場合

(3) ご契約期間満了後3カ月以上、管理料が未納の場合

(4) お客様が第24条1項または第24条2項に該当することが判明した場合

(5) その他弊社がお客様として不適当と判断した場合

(6) 本約款の改定にあたり異議の申し立てをされた場合もしくは改定に同意いただけない場合

2. 前項により本契約を解除する場合、契約解除日を受付日とし、第17条の方法に準ずるものとします。

#### 第20条（取引時確認）

1. 弊社は本契約の締結および付帯サービスの提供にあたり、必要に応じて、取引時確認を行うためにお客様に弊社所定の本人確認書類等の提出および本人特定事項及び暗証番号、その他必要な情報（以下、「本人

情報」といいます)の確認を求めることができるもの  
とします。

2. お客様が前項の求めに応じていただけなかった場  
合または本人情報の確認ができなかった場合には、弊  
社は本契約における義務の全部または一部の履行を  
停止することができるものとし、それにより生じた損  
害について、弊社は一切の責任を負わないものとしま  
す。

3. 本条 1 項の確認方法または届出印との照合による  
確認方法により、弊社が相当の注意をもって、本人で  
あることの確認を行い、相違ないものと判断した場合  
には本人情報および届出印の不正使用またはその他  
の事故があっても、弊社は当該取引を有効なものとし  
なし、そのために生じた損害について、弊社は一切の  
責任を負わないものとします。

#### 第21条 (諸費用)

1. 本契約において発生する振込手数料、商品の送料  
(保険料、梱包費を含む) および地金加工料などの費  
用(以下、「諸費用」といいます)については、お客様  
負担とします。

2. 諸費用についてはお客様からの特段の指定のない  
限り、積立地金から諸費用相当額の地金を換金し、充  
当するものとします。換金による 充当を希望しない場  
合には 第6条に定めるお預り金から充当するものと  
いたします。お預り金残高が必要額に満たない場合は 弊  
社指定の口座へお振込いただく もの とします。また弊  
社は諸費用のお振込が確認できるまでの間、本契約に  
おける義務の全部 または 一部の履行を停止すること  
ができるものとし、それにより生じた損害について、  
弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 前項により諸費用相当額の地金を換金する場合は  
第11条に準ずるものとします。

4. 本条 2 項により積立地金から諸費用相当額の地金  
を換金する場合、特段の指定がない限り、その諸費用  
が生じる積立地金と同種の積立地金より優先的に換  
金を行うものとし、不足が生じた場合はもう一方より  
換金を行うものとする。なお諸費用が生じる積立地金  
が金、プラチナ双方にあたる場合 および 判断が困難な  
場合には金より優先的に換金を行うものとします。

情報」といいます)の確認を求めることができるもの  
とします。

2. お客様が前項の求めに応じていただけなかった場  
合 又は取引時 確認ができなかった場合には、弊社は本  
契約における義務の全部 又は 一部の履行を停止す  
ることができるものとし、それにより生じた損害につ  
いて、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 本条第 20 条 1 項の確認方法または届出印との照合  
による確認方法により、弊社が相当の注意をもって、  
本人であることの確認を行い、相違ないものと判断し  
た場合には本人情報および届出印の不正使用または  
その他の事故があっても、弊社は当該取引を有効なも  
のとし、そのために生じた損害について、弊社は一  
切の責任を負わないものとします。

#### 第21条 (諸費用)

1. 本契約において発生する振込手数料、商品の送料  
(保険料、梱包費を含む) 及び 地金加工料などの費用  
(以下、「諸費用」といいます)については、お客様負  
担とします。

2. 諸費用についてはお客様からの特段の指定のない  
限り、積立地金から諸費用相当額の地金を換金し、充  
当するものとします。充当を希望しない場合には弊社  
指定の口座へお振込いただく ものとし、その際の振込  
手数料はお客様負担 とします。また弊社は諸費用のお  
振込が確認できるまでの間、本契約における義務の全  
部 又は 一部の履行を停止することができるものとし、  
それにより生じた損害について、弊社は一切の責任を  
負わないものとします。

3. 前項により諸費用相当額の地金を換金する場合は  
第10条に準ずるものとします。

4. 本条第 21 条 2 項により積立地金から諸費用相当額  
の地金を換金する場合、特段の指定がない限り、その  
諸費用が生じる積立地金と同種の積立地金より優先  
的に換金を行うものとし、不足が生じた場合はもう一  
方より換金を行うものとする。なお諸費用が生じる積  
立地金が金、プラチナ双方にあたる場合 及び 判断が困  
難な場合には金より優先的に換金を行うものとしま  
す。

## 第22条（供託）

1. 本約款に基づき、弊社がお客様に積立地金または等価交換商品（以下、「送付物」といいます）を送付したにもかかわらず、お引取りがなく2週間を経過した場合には、弊社の判断により事前の通知なく、当該送付物を供託することができるものとします。また、これにより弊社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。この場合、保険料、送料等の引出および供託に要した一切の費用はお客様負担とします。
2. 本約款に基づき、弊社が積立地金を売却した代金（以下、「売却代金」といいます）をお客様の指定口座にお振込したにもかかわらず、お受取りがなく2週間を経過した場合も前項の規定に準ずるものとします。
3. 弊社が実務上または費用上供託が困難と判断した場合には、送付物または売却代金を消費寄託の方法によりお預りすることができるものとします。その際、送付物および売却代金には消費寄託料または利息に準ずるものを付さないものとします。

## 第23条（届出事項の変更）

1. お客様は、以下の場合には、弊社所定の方法により届出を行うものとします。

(1) お客様が弊社に届けられたお名前、ご住所、届出印、引落口座等について変更があった場合

(2) 家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合（既に補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合または任意後見監督人の選任がなされている場合を含む）

(3) 所得税法の定める非居住者または外国法人となった場合

2. お客様より前項の届出を行わなかったため、弊社からの通知または送付書類その他のものが延着もしくは到達しなかった場合は、通常到着すべき日時にお客様に到着したものとみなします。
3. お客様が本条1項の届出を行わなかった場合には、弊社は本契約における義務の全部または一部の履行を停止することができるものとし、それにより生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

## 第22条（供託）

1. 本約款に基づき、弊社がお客様に積立地金または等価交換商品（以下、「送付物」といいます）を送付したにもかかわらず、お引取りがなく2週間を経過した場合には、弊社の判断により事前の通知なく、当該送付物を供託することができるものとします。また、これにより弊社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。この場合、保険料、送料等の引出および供託に要した一切の費用はお客様負担とします。
2. 本約款に基づき、弊社が積立地金を売却した代金（以下、「売却代金」といいます）をお客様の指定口座にお振込したにもかかわらず、お受取りがなく2週間を経過した場合も前項の規定に準ずるものとします。
3. 弊社が実務上または費用上供託が困難と判断した場合には、送付物または売却代金を消費寄託の方法によりお預りすることができるものとします。その際、送付物および売却代金には消費寄託料または利息に準ずるものを付さないものとします。

## 第23条（届出事項の変更）

1. お客様が弊社に届けられたお名前、ご住所、届出印、引落口座等について変更があった場合は、速やかに弊社所定の書面により変更手続を行うものとします。

(新設)

2. お客様より前項の届出を行わなかったため、弊社からの通知又は送付書類その他のものが延着もしくは到達しなかった場合は、通常到着すべき日時にお客様に到着したものとみなします。
3. お客様が本条第23条1項の届出を行わなかった場合には、弊社は本契約における義務の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、それにより生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第24条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は弊社に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は弊社に対し、自ら または 第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または 暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計 または 威力を用いて弊社の信用を棄損し、または 弊社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. お客様が本条前 2 項に該当することが判明した場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができるものとし、本契約を解除したことにより生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第25条（不可抗力）

法令の改廃・官の処分・戦争・暴動等の不可抗力により、本契約を継続しがたい事由が発生した場合、弊社は本業務を中止し、第 19 条の方法に準じて本契約を

#### 第24条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は弊社に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は弊社に対し、自ら 又は 第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は 暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計 又は 威力を用いて弊社の信用を棄損し、又は 弊社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. お客様が本条前 2 項に該当することが判明した場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができるものとし、本契約を解除したことにより生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第25条（不可抗力）

法令の改廃・官の処分・戦争・暴動等の不可抗力により、本契約を継続しがたい事由が発生した場合、弊社は本業務を中止し、第 19 条の方法に準じて本契約を

解除できるものとします。

#### 第26条（合意管轄）

本約款に基づく取引に関して、お客様との間で訴訟の必要性が生じた場合は東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第27条（約款の改定）

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときには民法第548条の4の規定に基づき改定されることがございます。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネットまたはその他の方法により周知します。

#### 附則

1. 本約款は2021年9月13日より適用されるものとします。
2. 本約款は2025年3月1日より一部改定施行するものとします。
3. 本約款は2025年4月1日より一部改定施行するものとします。

以上

解除できるものとします。

#### 第26条（合意管轄）

本約款に基づく取引に関して、お客様との間で訴訟の必要性が生じた場合は東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第27条（約款の改定）

1. 弊社は本約款の改定に際して、お客様にご通知を行い、弊社指定の期日までに異議の申し立てがない場合は改定にご同意いただいたものとします。
2. 弊社は前項に定める異議の申し立てを受けた場合、申し立ての受付日をもって、第19条の方法に準じて、本契約を解除できるものとします。
3. 事務手続の短縮化、お客様への便宜あるいは事務サービスの向上、または瑣末な内容に関する変更で、かつお客様の従前の権利を制限する又は新たな義務を課するものでないものについては弊社ホームページへの掲示をもって、本条第1項に定めるお客様への通知に代えることができるものとします。

#### 附則

本約款は2021年9月13日より適用されるものとします。

以上